

火を使用する設備器具（以下「火気設備器具」という。）等の検査・点検を実施又は監督し、不備・欠陥箇所がある場合は、改修促進を図る。

- (4) 防火対象物の法定点検及び立会い
- (5) 消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検・整備及び立会い
- (6) 改装工事など工事中の立会い及び安全対策の策定
- (7) 火気の使用、取扱いの指導、監督
- (8) 収容人員の適正管理
- (9) **全従業員等**に対する防火・防災教育の実施
- (10) 防火管理業務従事者（火元責任者等）に対する指導・監督
- (11) 管理権原者への提案や報告
- (12) 放火防止対策の推進
- (13) 地震による被害の軽減のための自主点検・検査の実施又は監督
- (14) 防災設備及び避難施設等の検査・点検の実施と不備欠陥箇所がある場合の改修
- (15) 避難経路図の提示

第3 消防機関との連絡等

1 消防機関へ報告、連絡する事項

種 別	届 出 等 の 時 期	届 出 者
(1) 防火管理者選任（解任） 届出	防火管理者を定めたとき、又はこれを解任したとき	管理権原者
(2) 消防計画作成（変更） 届出	消防計画を作成したとき、又は次の事項を変更したとき ア 管理権原者又は防火管理者の変更 イ 自衛消防隊の大幅な変更 ウ 用途の変更、増築、改築、模様替えによる消防用設備等・特殊消防用設備等の点検・整備、避難施設の維持管理に関する事項の変更 エ 防火管理業務の一部委託に関する事項	防火管理者
(3) 訓練実施の通報	自衛消防訓練を実施する前	防火管理者
(4) 消防用設備等・特殊消防用設備等点検結果報告	年 に1回（総合点検終了後の消防用設備等・特殊消防用設備点検結果報告書）	防火管理者の確認を受けた後に報告する。
(5) 防火対象物定期点検結果報告	1年に1回	管理権原者
(6) その他		

2 防火管理維持台帳の作成、整備及び保管

- (1) 管理権原者は、消防機関へ報告した書類及び防火管理業務に必要な書類等をこの計画とともに取りまとめて、防火管理維持台帳を作成し、整備し、保管する。

- (2) 転売等により管理権原者が変更となる場合は、防火管理維持台帳のうち竣工からの建築関係及び消防用設備等・特殊消防用設備等に関する届出書類や図面等の関係書類を確実に受け渡すものとする。

第4 火災予防上の点検・検査

1 日常の火災予防

- (1) 防火管理者、防火担当責任者、火元責任者が行う日常の任務は、別表1「日常の火災予防の担当者と日常の注意事項」のとおりとする。
- (2) 別表1は 全従業員等 に配布し、さらに休憩室など見やすい場所に掲示する。
- (3) その他

2 自主的に行う検査・点検

- (1) 火災予防上の自主検査は、日常的行う検査と定期的に行う検査に分けて行う。
- ア 日常的に行う検査は、別表2の「自主検査チェック表(日常)」に基づき、火元責任者がチェックする。
- イ 定期的に行う検査は、別表3の「自主検査チェック表(定期)」に基づき、火元責任者がチェックする。
- 実施時期は、月 と 月の年2回とする。
- ウ その他

(2) 消防用設備等・特殊消防用設備等の自主点検

消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検のほかに、自主点検を実施する。

- ア 自主点検は、別表4「消防用設備等・特殊消防用設備等自主点検チェック表」に基づき、防火担当責任者がチェックする。
- イ 実施時期は、月 と 月の年2回とする。

3 防火対象物及び消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検

- (1) 防火対象物の法定点検は、に委託して 行う。
- (2) 消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検は、に委託して 別表5「消防用設備等・特殊消防用設備等点検計画表」により行う。
- (3) 防火管理者は、防火対象物及び消防用設備等・特殊消防用設備等の点検実施時に立ち会うものとする。
- (4) その他

4 報告等

- (1) 自主検査、自主点検及び法定点検の実施者は、定期的に防火管理者に報告する。ただし、不備・欠陥部分がある場合は、速やかに防火管理者に報告する。
- (2) 防火管理者は、報告された内容で不備・欠陥部分がある場合は、管理権原者に報告し改修しなければならない。

- (3) 防火管理者は、不備・欠陥部分の改修及び予算措置に時間がかかるものについては、管理権原者の指示を受け、改修計画を策定する。

第5 厳守事項

1 従業員等が守るべき事項

- (1) 従業員等は、避難口、廊下、階段などの避難施設と防火戸、防火シャッターなどの防火設備が有効に機能するように次の事項を行わせなければならない。

- ア 避難口、階段、避難通路等には避難障害となる設備を設けたり、物品を置かない。
- イ 防火戸の付近には、常に閉鎖の障害となる物品を置かない。

(2) 火気管理等

- ア 喫煙は指定された場所で行い、歩行中の喫煙は絶対に行わない。
- イ 火気設備器具は、使用する前後に点検を行い、安全を確認する。
- ウ 火気設備器具は指定された場所で使用する。
- エ 燃焼器具等を使用する場合は、周囲を整理整頓するとともに、可燃物に接近して使用しない。
- オ 危険物品は、持ち込まない、持ち込ませない。
- カ その他

(3) 放火防止対策

- ア 死角となる廊下、階段室、トイレ等に可燃物を置かない。
- イ 物置、空室、雑品倉庫等の施錠を行う。
- ウ 建物内外の整理整頓を行う。
- エ トイレ、洗面所の巡視を定期又は不定期に行う。
- オ 火元責任者又は最終帰宅者による火気及び施錠の確認を行う。
- カ その他

2 防火管理者等が守るべき事項

(1) 収容人員の管理

- ア [] 及び [] の人員は、毎日確認し、収容者数を常に把握しておくこと。
- イ 法令に定められた定員は、常に遵守するものとし、収容人員の適正化を図ること。

(2) 工事中の安全対策の策定

- ア 防火管理者は、工事を行うときは、工事中の安全対策を策定する。

また、次に掲げる事項の工事を行うときは、消防機関に相談し必要に応じて消防計画の変更届出を行う。

- (ア) 増築等で建築基準法第7条の6及び第18条第24項に基づき特定行政庁等に仮使用申請したとき。
- (イ) 消防用設備等・特殊消防用設備等の増設等の工事に伴い、当該設備の機能を停止させるとき又は機能に著しく影響を及ぼすとき

イ 工事人等の遵守事項

防火管理者は、工事人に対し、次の事項を周知し遵守させる。

- (ア) 溶接・溶断など火気を使用して工事を行う場合は、消火器等を準備して消火できる体制を確保すること。
- (イ) 工事を行う者は、防火管理者が指定した場所以外では、喫煙、火気の使用等を行わないこと。
- (ウ) 工事場所ごとに火気の取扱責任者を指定し、工事の状況について、定期的に防火管理者に報告させること。
- (エ) 危険物等を持ち込む場合は、その都度、防火管理者の承認を受けること。
- (オ) 放火を防止するために、資器材等の整理整頓をすること。
- (カ) その他

(3) 火気の使用制限

防火管理者は、次の事項について指定又は制限することができる。

- ア 喫煙場所及び喫煙禁止場所の指定
- イ 火気設備器具の使用禁止場所及び使用場所の指定
- ウ 危険物の貯蔵又は取扱場所の指定
- エ 工事等の火気使用の禁止又は制限
- オ その他必要と認められる事項

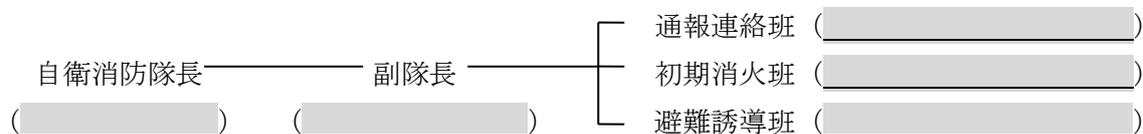
(4) その他

- ア 避難経路図（別紙1）を作成し、1階の出入口付近、各階の階段の付近、事務所等に掲出する。
- イ 防火戸・防火シャッターの閉鎖範囲や閉鎖位置を床面などに必ず明示する。
- ウ その他

第6 自衛消防隊等

1 火災発生時の活動

ア 防火管理者は、_____で火災が発生した場合は、次（別表6）の自衛消防の組織（自衛消防組織の編成及び任務等）により、通報、初期消火、避難誘導の初期対応を行う。



イ 任務分担

任 務 分 担	任 務 内 容
自 衛 消 防 隊 長	・各隊員に対する指揮、命令 ・被害状況及び在館者の状況把握
通 報 連 絡 班	・119番通報、関係者への連絡
初 期 消 火 班	・消火器、屋内消火栓等による初期消火
避 難 誘 導 班	・メガホンや誘導旗等による避難誘導

第10 訓練

訓練の内容等

(1) 訓練の種別・実施時期・実施回数は、次表のとおりとする。

訓練の種別	訓練内容	実施時期
総合訓練	火災発生から消防隊到着までの一連の訓練を行う。	おおむね 月
部分訓練	消火・通報・避難誘導等を個別に行う訓練	おおむね 月と 月

(2) 訓練の事前連絡

訓練を実施する場合は、事前に消防機関に連絡する。

(3) 実施結果の検討等

自衛消防訓練終了後直ちに訓練の実施結果について検討するとともに、別表7「自衛消防訓練実施結果記録書」に記録し、以後の訓練に反映させるものとし、「防火管理維持台帳」に綴じて、保管する。

第11 その他防火管理上必要な事項

別表 1

日常の火災予防の担当者と日常の注意事項

防火管理者		役職・氏名					
防火担当責任者		火元責任者		防火担当責任者		火元責任者	
担当区域	氏名	担当区域	氏名	担当区域	氏名	担当区域	氏名
担当者の任務							
防火管理者		<ul style="list-style-type: none"> 当該施設の防火管理業務の統括責任者 防火担当責任者と火元者に対し指導監督を行う。 					
防火担当責任者		<ul style="list-style-type: none"> 担当区域の火災予防について責任を持つとともに、火元責任者に対し指導監督を行う。 防火管理者の補佐を行う。 					
火元責任者		<ul style="list-style-type: none"> 担当区域の火災予防について「自主検査チェック表」などに基つきチェックし、防火管理者に報告する。 					
従業員等の注意事項							
<ol style="list-style-type: none"> 消火器、屋内消火栓などが設置してある場所や階段、通路、出入口などの周辺には物品を置かないこと。 防火戸の付近には、閉鎖の障害となる物品を置かないこと。 火気設備器具の周辺は、きちんと整理整頓して、燃えるものを接して置かないこと。 休憩室、事務室などから最後に出る人は、必ず火の始末をすること。 従業員、職員等の喫煙は、指定された場所で行い、必ず吸殻入れを用いて喫煙すること。 死角となる廊下、階段室、トイレなどに燃えるものを置かないこと。 危険物品等を使用するときは、防火管理者の承認を得ること。 異常事態が発生したときは、必ず防火管理者に報告すること。 喫煙場所などの吸殻入れ、通路のごみ入れを確認するほか、吸殻は不燃性の蓋付き水入り容器に入れるなどして処分すること。 建物内外の整理整頓を行い、ごみやダンボール箱など燃えやすいものは、決められた時間以外は、外に出さないこと。 電気、ガスなどの火気設備器具のスイッチを切り、各室の安全を確かめた後に施錠すること。 火元責任者は、担当区域の火気の状況を責任を持って管理すること。 その他 							
<hr/> <hr/> <hr/> <hr/>							

別表 2

自主検査チェック表（日常）

_____月

日	曜日	検査項目						
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								
31								

（備考） 不備・欠陥がある場合は、直ちに防火管理者に報告します。

（凡例） ○…良 ×…不備・欠陥 △…即時改修

別表 3

自主検査チェック表（定期）

実施項目		確認箇所	検査結果
建物構造	(1)基礎部	上部の構造体に影響を及ぼす沈下・傾き・ひび割れ・欠損等がないか。	
	(2)柱・はり・壁・床	コンクリートに欠損・ひび割れ・脱落・風化等はないか。	
	(3)天井	仕上材にはく落・落下のおそれのあるたるみ・ひび割れ等がないか。	
	(4)窓枠・サッシ・ガラス	窓枠・サッシ等には、ガラス等の落下又は枠自体の外れのおそれのある腐食、緩み、著しい変形等がないか。	
	(5)外壁(貼石・タイル・モルタル・塗壁等)・ひさし・パラペット	貼石・タイル・モルタル等の仕上材に、はく落・落下のおそれのあるひび割れ・浮き上がり等が生じていないか。	
	(6)屋外階段	各構成部材及びその結合部に、緩み・ひび割れ・腐食・老化等はないか	
	(7)手すり	支柱が破損・腐食していないか。取付部に緩み・浮がないか。	
	(8)消防隊非常用進入口	表示されているか、また、進入障害はないか。	
防火施設	(1)外壁の構造及び開口部等	① 外壁の耐火構造等に破損はないか。 ② 外壁の近く及び防火戸の内外に防火上支障となる可燃物の堆積及び避難の障害となる物品等を置いていないか。 ③ 防火戸は円滑に開閉できるか。	
	(2)防火区画	① 防火区画を構成する壁、天井に破損がないか。 ② 階段内に配管、ダクト、電気配線等が貫通していないか。 ③ 自動閉鎖装置(ドアチェック等)付の防火戸等のくぐり戸が最後まで閉まるか。 ④ 防火シャッターの降下スイッチを作動させ、防火シャッターが最後まで降下するか。 ⑤ 防火戸・防火シャッターが閉鎖した状態で、隙間が生じていないか。 ⑥ 防火ダンパーの作動状況は良いか。	
避難施設	(1)階段・廊下	① 有効幅員が確保されているか。 ② 避難上支障となる設備・機器等の障害物を設置していないか。	
	(2)階段	① 手すりの取付部の緩みと手すり部分の破損はないか。 ② 階段室の内装は不燃材料になっているか。 ③ 階段室に設備・機器等の障害物を設置していないか。 ④ 非常用照明がバッテリーで点灯するか。	
	(3)避難階の避難口(出入り口)	① 扉の開放方向は避難上支障はないか。 ② 避難扉の錠は内部から容易に開けられるか。 ③ 避難階段等に通ずる出入口の幅は適正か。	

		④ 避難階段等に通ずる出入口・屋外へ出入口付近に障害物はないか。			
火 気 設 備 器 具	(1) 厨房設備(大型レンジ、フライヤー等)、ガスコンロ、湯沸器	① 可燃物品からの保有距離は適正か。 ② 異常燃焼時に安全装置は適正に機能するか。 ③ ガス配管は亀裂、老化、損傷していないか。 ④ 油脂分を発生する器具の天蓋及びグリスフィルターは清掃されているか。 ⑤ 排気ダクトの排気能力は適正か、また、ダクトは清掃されているか。 ⑥ 燃焼器具の周辺部に炭化しているところはないか。			
	(2) ガスストーブ、石油ストーブ	① 自動消火装置は適正に機能するか。 ② 火気周囲は整理整頓されているか。			
電 気 設 備	(1) 変電設備	① 電気主任技術者等の資格を有する者が検査を行っているか。 ② 変電設備の周囲に可燃物を置いていないか。 ③ 変電設備に異音、加熱はないか。			
	(2) 電気器具	① タコ足の接続を行っていないか。 ② 許容電流の範囲内で電気器具を適正に使用しているか。			
危 険 物 施 設	(1) 少量危険物貯蔵取扱所	① 標識は掲げられているか。 ② 掲示板(類別・数量等)には、正しく記載されているか。 ③ 換気設備は適正に機能しているか。 ④ 容器の転倒、落下防止措置はあるか。 ⑤ 整理清掃状況は適正か。 ⑥ 危険物の漏れ、あふれ、飛散はないか。 ⑦ 屋内タンク、地下タンクの場合に、通気管のメッシュに亀裂等はないか。			
	(2) 指定可燃物貯蔵取扱所	① 標識は掲げられているか。 ② 貯蔵取扱所周囲に火気はないか。 ③ 整理整頓(集積)の状況は良いか。			
検査実施者氏名		検査実施日	検査実施者氏名	検査実施日	防火管理者確認
構造関係	_____	月 日	火気設備器具	_____	月 日
防火関係	_____	月 日	電気設備	_____	月 日
避難関係	_____	月 日	危険物施設	_____	月 日

(備考) 不備・欠陥がある場合は、直ちに防火管理者に報告します。

(凡例) ○…良 ×…不備・欠陥 △…即時改修

別表 4

消防用設備等・特殊消防用設備等自主点検チェック表

実施設備	確認箇所	点検結果
消火器	(1) 設置場所に置いてあるか。 (2) 消火薬剤の漏れ、変形、損傷、腐食等がないか。 (3) 安全栓が外れていないか。安全栓の封が脱落していないか。 (4) ホースに変形、損傷、老化等がなく、内部に詰まりがないか。 (5) 圧力計が指示範囲内にあるか。	
屋内消火栓設備	(1) 使用上の障害となる物品はないか。 (2) 消火栓扉は確実に開閉できるか。 (3) ホース、ノズルが接続され、変形、損傷はないか。 (4) 表示灯は点灯しているか。	
スプリンクラー設備	(1) 散水の障害はないか（例 物品の集積など） (2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。 (3) 送水口の変形及び操作障害はないか。 (4) スプリンクラーのヘッドに漏れ、変形はないか。 (5) 制御弁は閉鎖されているか。	
屋外消火栓設備	(1) 使用上の障害となる物品はないか。 (2) 消火栓扉の表面には「消火栓」又は「ホース格納箱」と表示されているか。 (3) ホース、ノズルに変形、損傷はないか。	
自動火災報知設備	(1) 表示灯は点灯しているか。 (2) 受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。 (3) 用途変更、間仕切り変更による未警戒部分がないか。 (4) 感知器の破損、変形、脱落はないか。	
非常ベル	(1) 表示灯は点灯しているか。 (2) 操作上支障となる物がないか。 (3) 押しボタンの保護板に破損、変形、損傷、脱落等がないか。	
放送設備	(1) 電源監視用の電源電圧計の指示が適正か、電源監視用の表示灯が正常に点灯しているか。 (2) 放送設備により、放送ができるか。	
避難器具	(1) 避難に際し、容易に接近できるか。 (2) 格納場所の付近に物品等が置かれ、避難器具の所在が分かりにくくはないか。 (3) 開口部付近に書棚、展示台等が置かれ、開口部を塞いでいないか。 (4) 降下する際に障害となるものがなく、必要な広さが確保されているか。 (5) 標識に変形、脱落、汚損がないか。	
誘導灯	(1) 改装等により、設置位置が不適正になっていないか。	

	(2) 誘導灯の周囲には、間仕切り、衝立、ロッカー等があつて、視認障害となっていないか。 (3) 外箱及び表示面は、変形、損傷、脱落、汚損等がなく、かつ適正な取付け状態であるか。 (4) 不点灯、ちらつき等がないか。		
検査実施者氏名		防火管理者確認	

(備考) 不備・欠陥があつた場合は、直ちに防火管理者に報告します。

(凡例) ○…良 ×…不備・欠陥 △…即時改修

別表 5

消防用設備等・特殊消防用設備等点検計画表

点検の区分 消防用設備等・特殊 消防用設備等の種類	機器点検	総合点検
消火器	月・ 月	
屋内消火栓設備	月・ 月	月
スプリンクラー設備	月・ 月	月
自動火災報知設備	月・ 月	月
非常警報設備（放送設備）	月・ 月	月
避難器具	月・ 月	月
誘導灯	月・ 月	月
連結送水管	月・ 月	月
排煙設備	月・ 月	月
自家用発電機	月・ 月	月
配線		月

* 消防用設備等・特殊消防用設備等の点検を点検業者と委託している場合

点検設備業者	
住 所	
代表者氏名	
電 話 番 号	

自衛消防組織の編成及び任務等

自衛消防隊

管理権原者 〔 〕		
自衛消防隊長 〔 〕	←	自衛消防隊長の代行者兼副隊長 〔 〕
通報連絡（情報）班 〔 〕 〔 〕 〔 〕	災害発生時の任務	警戒宣言が発せられた場合の任務
	(1) 非常ベルを鳴らす。 (2) 119 番に通報する。 (3) 到着した消防隊へ情報提供及び関係先への連絡にあたる。	○ 情報収集担当とする。 (1) テレビ、ラジオ等により、情報を収集する。 (2) 自衛消防隊長の指示により、必要な情報を収集し、伝達する。
初期消火班 〔 〕 〔 〕 〔 〕	(1) 避難路を確保し、水バケツ、消火器具等を使用して初期消火する。 (2) 天井に燃え移ったら初期消火は中止して避難する。	○ 点検担当とする。 (1) 担当区域の点検を行い、転倒落下防止等の被害防止措置を実施する。
避難誘導班 〔 〕 〔 〕 〔 〕	(1) 避難口を開放し、避難経路図に従い、避難誘導にあたる。 (2) 避難誘導は、大声で簡潔に行いパニック防止に全力をあげる。	○ 災害等発生時の任務と同じ。 (1) 警戒宣言が発せられた場合の伝達に先立ち、出入口等に配置につく。 (2) 警戒宣言が発せられた場合の伝達に伴い避難誘導を行う。
〔 〕		
〔 〕		
〔 〕		

別表 7

自衛消防訓練実施結果表

実施日時	年 月 日 時 分～ 時 分				
実施場所					
実施範囲	全体・部分（棟階）				
訓練想定 (該当する□にチェックをし、具体的な内容を記載する。)	<input type="checkbox"/> 火災 ・ <input type="checkbox"/> 地震 ・ <input type="checkbox"/> その他の災害（ ） 具体的な内容：				
訓練項目等 (該当する□にチェックをし、参加人員を記入する。)	<input type="checkbox"/> 総合訓練			名	
	個別訓練	<input type="checkbox"/> 消火訓練	名	<input type="checkbox"/> 通報訓練	名
		<input type="checkbox"/> 避難訓練	名		
		<input type="checkbox"/> その他（ ）			名
訓練参加者内訳	従業員・居住者等（全員・一部） 名 （うちパート・アルバイト 名） 参加者内訳：自衛消防隊員 名				
訓練指導者	職 氏名				
結果への意見	全体の評価				
	推奨事項				
	反省点				
記録作成者	職 氏名				

- (備考) 1 総合訓練とは火災の覚知又は発見から消防隊到着までの初期消火、通報訓練、避難誘導、消防隊への情報提供などの一連の自衛消防活動に係る訓練をいう。
- 2 訓練の事前計画や実施記録等を別に作成した場合は、添付しておくこと。
- 3 自衛消防訓練実施結果記録書は、3年間保存すること。

別紙1 避難経路図

